

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令案について

令和3年3月
自治財政局交付税課

1. 概要

離島振興法等に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める8省令について、適用期限の延長等を行う。

2. 主な改正内容

(1) 適用期限の延長（8省令）

- ・ 令和3年3月31日に適用期限を迎える以下の省令について、国税の特例措置等を踏まえて期限を延長。
 - ・ 沖縄振興法に基づく省令：1年延長（令和4年3月31日まで）
 - ・ 離島振興法、半島振興法、奄美振興法、原発地域振興法、地域未来投資促進法に基づく省令：2年延長（令和5年3月31日まで）
 - ・ 復興特区法に基づく省令：3年延長（令和6年3月31日まで）
 - ・ 福島特措法に基づく省令：5年延長（令和8年3月31日まで）

(2) 対象設備に係る規定の追加（沖縄振興法に基づく省令：第5条）

- ・ 国税の特例にあわせて対象設備に係る規定を追加。

(3) 不動産取得期限の設定（地域未来投資促進法に基づく省令：第6条）

- ・ 取得期限について「同意日から5年」としているものを「令和5年3月31日まで」に変更。これに伴う経過措置を規定（附則第6条）。

(4) 新たな税制の追加に伴う規定の追加（福島特措法に基づく省令：第8条）

- ・ 福島特措法にて、これまでの特措法税制に加えて、新たな税制が追加されたことに伴い、必要な規定を追加。

(5) 復興特区におけるやむを得ない事情による新增設の遅れについての経過措置を規定（附則第7条第2項）。

(6) その他所要の整備

- ・ 租税特別措置法の改正に伴う条ずれなど所要の規定を整備。
- ・ 省令改正に伴う経過措置を規定。

3. 施行期日

令和3年4月1日